



資料5

令和4年度 災害医療対策会議 報告事項 ウ
保健医療救護計画の改定について

神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室 災害医療グループ

令和5年3月6日

1. これまでの経緯

1. これまでの経緯

○これまでの経緯

時期	改定内容
平成8年9月	阪神・淡路大震災での医療救護上の教訓を踏まえ、 県地域防災計画のうち医療救護に係る部分の個別計画として「神奈川県医療救護計画」を策定
平成19年2月	法律の改正、県組織の改編等に対応し、一部改定
平成24年12月	平成23年3月に発生した東日本大震災の検証等を踏まえ、全面改定
平成30年3月	平成28年4月に発生した 平成28年熊本地震の検証、国の制度見直しを踏まえた体制強化 （医療救護本部での調整内容に保健衛生も含めて保健医療調整本部とする）、他の都道府県における災害への応援派遣に関する内容を拡充、前回改定以降の制度変更の反映などを踏まえ、 全面改定 。名称を「神奈川県保健医療救護計画」へ変更
令和2年3月	平成30年6月の災害救助法の一部改正に伴い、平成31年4月に横浜市、川崎市、相模原市の3市が救助実施市に指定されたことや、前回改定以降に整備した体制等を踏まえ、改定
令和2年10月	県組織の改編、令和2年8月に原子力災害拠点病院の指定を行ったことを踏まえ、一部改定

2. 令和4年度の検討結果

2. 令和4年度の検討結果

○改定時期

保健医療計画と足並みを揃えて、R6.3に改定及び公表する

○改定内容

以下2項目について改定を行う

- ・ 前回改定（R2.10）以降に生じた関連法令等の改正内容の反映
- ・ R4.7.22付け厚生労働省通知記載事項の反映（福祉に係る機能の追加、既存機能の強化が軸）

○作業スケジュール



2. 令和4年度の検討結果

○検討の方法

通知に記載された15項目（保健医療福祉調整本部の設置等に関すること12項目、保健医療福祉活動の実施に関すること3項目）について庁内関係各課に割振り、検討を依頼した。

検討に際しては国通知の趣旨を鑑みて、可能な限り計画改定に反映するよう努めることとした。

○検討状況の概要（令和5年3月6日時点）

本日時点の検討状況の概要は下表記載のとおり。

分類	項目数	主な内容
1. 計画改定に反映する見込み	7	・都道府県災害対策本部の下に「保健医療福祉調整本部」を設置する ・本部に日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)との連絡及び情報連携窓口を設置する
2. 引き続き検討する	7	・本部に追加する「福祉」の範囲をどこまでとするか ・本部に日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)や日本災害歯科支援チーム(JDAT)との連絡及び情報連携窓口を設置
3. 計画改定に反映しない見込み	1	・本部の構成員に災害薬事コーディネーターを加える

2. 令和4年度の検討結果

○検討状況の詳細（参考）

1 保健医療福祉本部の設置等について

番号	検討事項	新旧対照表の該当箇所	検討・調整結果	検討・調整結果に至った理由	分類
1	災害時、都道府県災害対策本部の下に「保健医療福祉調整本部」を設置する	3ページ ((1)設置)	福祉子どもみらい局と調整し、現・保健医療調整本部の構成員に民生主管課(災害福祉支援ネットワーク所管部署)を加える等適切な対応を講じた上で「保健医療福祉調整本部」を設置する。	—	○
2	DHEAT及び保健師チーム等の派遣調整は担当課ではなく保健医療福祉調整本部が行う	3ページ ((1)設置)	本県はすでに対応済。	現行の保健医療救護計画において、本部内の組織として以下の担当が明記されている。 ・保健師活動チーム調整担当(活動の詳細は計画P25) ・DHEAT調整担当(活動の詳細は計画P26)	○
3	保健医療福祉調整本部の構成員に民生主管課(災害福祉支援ネットワーク所管部署)を加える	3ページ (①構成員)	県災害対策本部要綱第3条(組織及び分担業務)別紙1において、DWATの派遣調整本部との連絡窓口として、地域福祉課の一部業務(DWAT業務)を「保健医療福祉調整本部」に加える方向で検討を継続している。 さらに、福祉子どもみらい部福祉対策班と「保健医療福祉調整本部」との具体的な連携体制や各部の指揮命令系統等を継続調整する必要がある。	「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付社援発0722第1号等局長通知)(以下「国通知」という。)に準拠するため。 また、「保健医療福祉調整本部」に加わることにより、保健所が市町村から得た保健医療福祉ニーズのいち早い収集や保健医療各機関とも連携でき、DWAT活動がより円滑に行えると考えたため。 左記の要綱第3条別紙1については、くらし安全防災局も含めて検討が必要と考える。	△
4	保健医療福祉調整本部の構成員に災害薬事コーディネーターを加える	4ページ (①構成員)	今回の改正では反映しない。 今後、災害薬事コーディネーターの検討を進め、調整ができ次第、計画に反映させる。	災害薬事コーディネーター設置の必要性を検討するにあたり、次のとおり検討・調整等が必要であり、今回改正(令和6年3月)までの設置は困難であるため。 ・本県における災害薬事コーディネーターの役割、活動内容等の整理を行うため県薬剤師会との調整を開始したが、県薬剤師会等関係団体との入念な調整が必要となり、時間を要する。 ・設置するにあたり、養成研修等が必要と考えられる。	×
5	保健医療福祉調整本部にDHEATとの連絡及び情報連携窓口を設置する	4ページ (②連絡窓口の設置)	本県はすでに対応済。	現行の保健医療救護計画において、本部内の組織として以下の担当が明記されている。 ・DHEAT調整担当(活動の詳細は計画P26)	○

K

2. 令和4年度の検討結果

○検討状況の詳細（参考）

1 保健医療福祉本部の設置等について

番号	検討事項	新旧対照表の該当箇所	検討・調整結果	検討・調整結果に至った理由	分類
6	保健医療福祉調整本部に 全日本医療支援班(AMAT) との連絡及び情報連携窓口を設置する	4ページ (②連絡窓口の設置)	本県はすでに対応済。	現行の保健医療救護計画において、本部内の組織として以下の担当がAMATに係る調整を行うことが明記されている。 ・医療調整担当(活動の詳細は計画P23)	○
7	保健医療福祉調整本部に 日本災害歯科支援チーム(JDAT) との連絡及び情報連携窓口を設置する	4ページ (②連絡窓口の設置)	神奈川県歯科医師会と調整中。	県歯科医師会に相談に伺ったところ、JDAT活動要綱が策定されてから日が浅く(2022年10月策定)、県歯科医師会内の体制整備の状況等をふまえ、慎重に検討する必要があるとの説明をいただいた。引き続き検討いただき、3月末までに最終的な検討結果を回答いただける見込み。	△
8	看護師チーム(被災都道府県外の都道府県、市町村、関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)との連絡及び情報連携窓口を設置する	4ページ (②連絡窓口の設置)	対応不要。	従前から国通知に記載されていた「看護師チーム」の対象が詳細に明記されただけで、実質的な変更はなし。 本県においては従前より、災害時に看護師は専らDMAT等他の保健医療活動チームの一員として活動することが想定されることから、看護師チームの調整のみに特化した担当は配置していない。	○
9	保健医療福祉調整本部に 日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT) との連絡及び情報連携窓口を設置する	4ページ (②連絡窓口の設置)	24時間体制の窓口設置は難しいが、栄養士会事務局の営業時間内であれば窓口設置は可能。		○
10	保健医療福祉調整本部に 日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT) との連絡及び情報連携窓口を設置する	4ページ (②連絡窓口の設置)	引き続き調整する。	「かながわJRAT」の事務局である県・理学療法士会と調整中。3月中目途に結論出す見込み。	△

2. 令和4年度の検討結果

○検討状況の詳細（参考）

1 保健医療福祉本部の設置等について

番号	検討事項	新旧対照表の該当箇所	検討・調整結果	検討・調整結果に至った理由	分類
11	保健医療福祉調整本部に保健医療福祉活動に係る関係機関との連絡及び情報連携窓口を設置する	4ページ (②連絡窓口の設置)	「福祉」活動が、DWATの活動のみであれば、DWATの派遣調整本部を立ち上げる地域福祉課が窓口となると想定している。	地域福祉課は、災害福祉支援ネットワークの構成員であるため。 ただし、「福祉」活動が、DWATの活動以外も含む場合、福祉子どもみらい局の福祉対策班全部について、健康医療福祉調整本部班に組み込むなどの、計画の範囲を超えた検討が必要となります。	△
12	保健医療福祉調整本部に災害福祉支援ネットワーク本部(DWATの派遣調整等を行う本部)との連絡及び情報連携窓口を設置する	4ページ (②連絡窓口の設置)	災害福祉支援ネットワーク本部を立ち上げる所管課が地域福祉課である以上、構成員に加われば、連絡窓口は設置されていると同義である。	地域福祉課は、災害福祉支援ネットワークの構成員であるため。	△

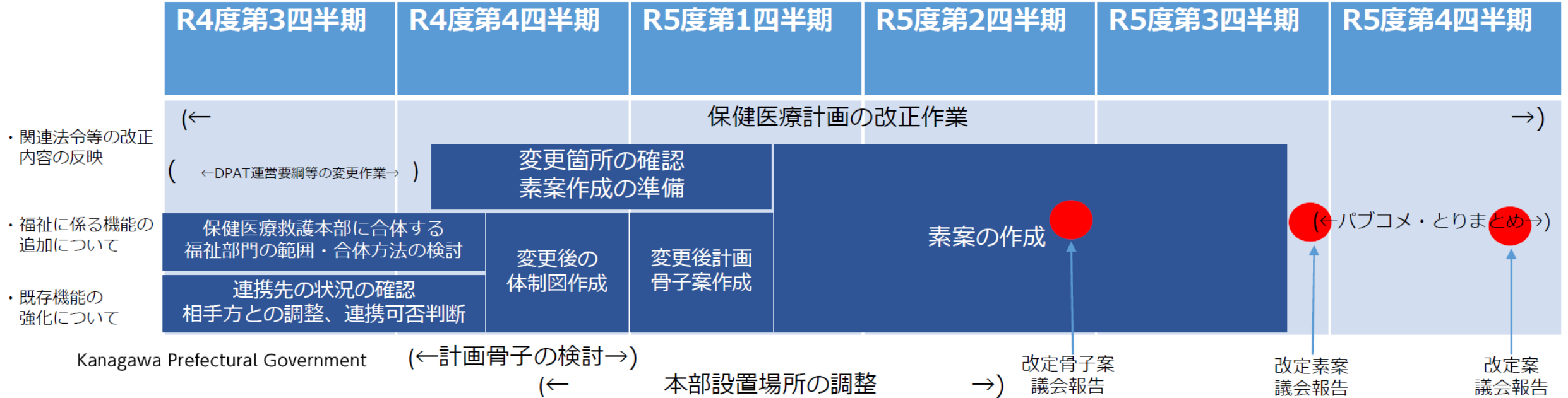
2 保健医療福祉活動の実施について

番号	検討事項	新旧対照表の該当箇所	検討・調整結果	検討・調整結果に至った理由	分類
1	避難所等での記録及び報告様式の変更	6ページ～7ページ (②)	変更を反映する。	—	○
2	本部及び保健所は必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク本部と相互に情報連携を行う また、情報連携に当たっては地域災害医療対策会議及び災害福祉支援ネットワーク会議を情報連携の手段として活用	7ページ～8ページ (⑤)	DWATの派遣については、現時点で、市町村から現地災害対策本部又は災害情報管理システムを通じて要請いただくよう調整を進めており、保健所との情報連携は現地対策本部を通じて行うよう検討している。 (災害福祉支援ネットワーク会議においては、国通知の概ねの内容について共有済みです。)	国通知において、保健医療活動チーム及び保健所の派遣や情報連携について具体的に記載されている中で、保健所が市町村から得た保健医療福祉ニーズのうち、避難所等の福祉ニーズに関する情報については、DWAT派遣調整本部と連携することにより、円滑にDWATの支援活動が行えると考えたため。 なお、「福祉」活動が、避難所等で支援を行うDWATの活動という前提で、その必要情報について連携することを想定。	△
3	保健医療福祉に係る情報の整理・分析の主体として保健所を明記 また、総合調整の主体として保健医療福祉調整本部を明記	8ページ (③保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析)	同上	同上	△

3. 今後の見通し

3. 今後の見通し

○作業スケジュール（再掲）



・ 3月末を目途に「引き続き検討する」項目に係る調整を進める

説明は以上です。

- ・医療危機対策本部室 災害医療グループ 梶島（かばしま）